

日本スポーツ少年団顕彰推薦基準

日本スポーツ少年団顕彰要綱ならびに、日本スポーツ少年団要綱施行基準に準じる。

- ・ 10 年以上にわたりスポーツ少年団活動を行なった市町村。
- ・ 10 年以上にわたりスポーツ少年団の指導を行なった指導者。

岐阜県における日本スポーツ少年団顕彰推薦選考基準

市町村

- 1 15 年以上で設立期間の長い市町村を優先する。
- 2 活動の顕著な市町村を優先する。
- 3 地区ごとの登録数を考慮する。

指導者

- 1 女性の指導者 1 名を優先する。
- 2 県、地区、市町村の順に広域な範囲で活躍した者を優先する。
- 3 20 年以上で、指導期間の長い者を優先する。
- 4 指導内容を考慮する。
- 5 地区ごとの登録数を考慮する。
- 6 年齢を考慮する。

※「市町村及び指導者の推薦」については、県スポーツ少年団本部長が上記記載の推薦基準に基づき、候補者を推薦することができる。

平成 13 年 5 月 17 日制定
平成 28 年 6 月 30 日改定